

# OBA MJ

誇りの持てる 魅力ある職業であり続けるために

## Interview 松葉知幸会長インタビュー

特集1 なぜ? としかなない質問力~性犯罪被害者に対する事情聴取の留意点

特集2 「一年で独立しろと言われたんだが……」

新人弁護士奮闘記 — 第3回ワークフローの管理術②

### Opinion Slice

朝原宣治さん(元五輪メダリスト/大阪ガス近畿圏部地域活力創造チーム課長)

### Special Report

日本はどこに向かうのか パート3~なし崩しの海外派兵を許すな~

### 会員探訪 第3シリーズ

第3回 ゲーリー・オリン・ハーズ会員

— 外国法事務弁護士から見た大阪弁護士会、日本の司法



大阪弁護士会  
Osaka Bar Association  
since 1880

6  
JUNE



p2

## CONTENTS

### Opinion Slice

朝原宣治さん(元五輪メダリスト/大阪ガス近畿圏部地域活力創造チーム課長)

P2

### Special Report

日本はどこに向かうのか パート3～なし崩しの海外派兵を許すな～

谷 次郎

P4

### Interview

松葉知幸会長インタビュー

P5

特集  
1

なぜ?ときかない質問力

島尾恵理

P12

～性犯罪被害者に対する事情聴取の留意点

特集  
2

「一年で独立しろと言われたんだが……」

新人弁護士奮闘記 一第3回 ワークフローの管理術②

広報委員会/中務正裕/三木秀夫

P23



会員探訪 第3シリーズ 第3回

ゲーリー・オリン・ハーズ会員 一外国法事務弁護士から見た大阪弁護士会、日本の司法

P28

### Report

～戦後日本公害の歴史的教訓～環境経済学者 宮本憲一先生 講演会

呉 明浩/砂川辰彦/千葉直愛

P33

憲法記念行事 映画「隣人」上映会と刀川和也監督とのトークセッション

加藤慶子

P35

平成27年度大阪弁護士会定期総会報告

土谷喜輝

P37

第66回日本弁護士連合会 定期総会・感謝表彰式 報告

入江 寛

P39

常議員会報告【平成27年5月12日・19日】

中井洋恵

P41

近弁連理事会報告【平成27年5月20日 平成27年度特別理事会】

平野恵穂

P44

日弁連理事会報告【平成27年5月7日・8日・9日】

米田秀実

P45

後見推薦チームだより～成年後見人候補者推薦の現場から～ 第1回 飛躍的に増える後見人等推薦依頼への対応	青木佳史	P47
業務改革 —「月5万円の法律事務所」を考えてみませんか?	竹森 茂夫	P49
大阪パブリック法律事務所奮闘記 —第11回 大パプで学ぶ刑弁スピリット	野村真莉子	P50
災害復興支援状況報告 —4年を経過した大阪府下の広域避難者の実情	青木佳史	P53
多様な子どもの育ちを保障する社会へ～弁護士からみた過去・現在・未来～ —【第11回】『合同福祉勉強会in福岡』報告	林 仁司	P55
依頼者の満足を考える(その18) —法律相談カルタ(1)	高橋 司	P56
Vol.37 行政連携 —生活困窮者自立支援事業における地方自治体との連携	小野順子	P58
シリーズ/取調べ「可視化」の「現在」—可視化法案成立後の依命通知と弁護実践(前編)	川崎拓也	P60
憲法の現在《憲法問題特別委員会だより》 —第54回 メディアをめぐる表現の自由 —曾我部真裕教授講演録 —	吉原裕樹	P62
検証 司法改革 —【第39回】 韓国のロースクール、弁護士試験～資料を読み解く	斎藤 浩	P65
司法改革大阪各界懇談会レポート	上口達夫	P68
シリーズ法教育は今 —母校を紹介してください!	森 拓也	P69
連載 大阪司法記者クラブとの昼食会報告	北野知広	P71
法律援助自主事業通信 Vol.98 —刑事法律援助における留意点 ～援助申込時の申込者への説明と公判結果報告書の提出について～	前川直輝	P72
刑事贖罪寄付金は弁護士会へ!～法律援助事業財源の危機です～	松葉知幸	P73
はい6民ですお答えしますVol.195 免責不許可事由がある場合、当該事由がどの程度重大なものであれば免責が認められないのか。 近時、裁量免責が認められなかった事例について。	大阪地裁 第6民事部	P74

## Information

公益活動参加義務制度が一部改正されました	公益活動推進委員会	P77
平成27年度 協議会・PT等の取組み	大阪弁護士会	P78
平成27年度 大阪弁護士会協議会等一覧表	大阪弁護士会	P82
大阪赴任の裁判官・検察官紹介		P84
大阪高等検察庁検事事務分担表		P93
大阪地方検察庁検察官名簿		P94
新着図書一覧(2015年5月分)	図書委員会	P97
大阪地方事務所だより No.99 —民事法律扶助業務担当副所長会議から	大東恭治	P98
協同組合ニュース —臨床心理士による『メンタルヘルズ相談』を実施しています!! 「弁護士ライフプラン相談室」のご案内		P100
【会員投稿】島根県雲南市での第17回ボランティア法律相談会を実施して	武中 崇/大川哲次	P101
会員異動/事務局異動		P103
編集後記		P104
<b>研修情報【2015年7月～2016年3月】</b>		<b>P105</b>

困み記事 P27→	平成27年度・28年度 会員サポート窓口相談員名簿
P38→	個人事業税【第1期分】の納期限は、8月31日(月)です。期限内に納付していただきますよう、よろしく申し上げます。
P46→	労働問題特別委員会からのお知らせ 付加金請求額の訴額算入について
P52→	事業者の皆様へ 妊娠・出産、産休や育休などを理由とする、解雇、不利益な異動、減給、降格などの不利益な取扱いには、法律で禁止されています。
P71→	MBSラジオ(毎日放送)1179kHz 弁護士の放課後 ほな行こか～( ^ 0 ^ )ノ～毎週月曜日夜7時放送中!～
P71→	大阪弁護士会ブログ「弁護士の放課後 ほな行こか～」プロガー募集のお知らせ!
P92→	～「譲りたい」、「譲って欲しい」事務所の備品はありませんか?～『譲りますカード』のご案内

## 会員探訪 第3シリーズ(第3回)

# 外国法事務弁護士から見た 大阪弁護士会、日本の司法



ゲーリー・オリン・ハーズ 会員(外国法事務弁護士)

GOH外国法事務弁護士事務所

## 1. 母国での法曹としての活動

最初に、自分のことを話す場を与えてくださった大阪弁護士会に感謝いたします。このような機会をいただけてうれしいです。

2004年、カリフォルニア州の司法試験に合格した後、2004年から2010年までの5年間、カリフォルニアで法律の実務経験を積みました。ローファームでアソシエイト弁護士として勤務し、その後バイオテクノロジーの会社の社内弁護士として働きました。私が携わった業務は、訴訟よりは取引に関するものでした。販売契約やライセンス契約などの様々な契約の起案、意見書作成、交渉に関与しました。また、カリフォルニア州の事業体に対してそれに適用される法律について調べ、助言を行いました。

## 2. 日本に来た理由

ロースクールに入学してカリフォルニア州で弁護士として働き始める前、幸いにも愛媛県の松山でJETプログラムの一員として働く機会に恵まれ、そこで3年間を過ごしました。実は、日本に行くことを決める前は、スペイン語圏の国で教えたいと思っていました。中学高校でスペイン語を勉強していたのと、従姉がメキシコに住んでいたからです。しかし、UCLA（カリフォルニア大学ロサンゼルス校）在籍中、大学の掲示板でJETプログラムを知って日本に関心を持ち、JETに参加しました。松山では、素晴らしい同僚と働くことができましたし、とてもいい人生経験をしました。そして、母国と大きく異なって見えるこの国に、もっと興味を持つようになりました。JETプログラムも3年目に入った時、京都で夏を過ごしたのですが、そこで日本語学校に通い、後に妻となる女性と出会いました。

※ JETプログラムとは、外務省、文部科学省、総務省が地方自治体と協力して、米国をはじめとする外国の若者を日本に招待し、日本全国の小中学校や高校で外国語やスポーツなどを教えたり、地方自治体で国際交流のために働いたりする機会を提供する事業のことです(インタビュー注)。

## I Experience as a lawyer in my home country

First of all, I want to thank the OBA for inviting me to speak a bit about myself. I appreciate the opportunity to get involved.

After passing the California Bar Exam in 2004, I practiced law in California for over five years, from 2004 to 2010. I worked as a law firm associate, and as an in-house counsel for a biotechnology company. My focus was on transactional matters, rather than on litigation. I drafted, reviewed, and negotiated various contracts, such as vendor agreements and licensing agreements, and I conducted research and provided advice regarding the laws applicable to entities in California.

## II Reasons for coming to Japan

Before attending law school and starting my law career in California, I was fortunate enough to spend three years living and working in Matsuyama, Ehime, as a member of the Japan Exchange and Teaching (JET) Program\*. At first, I was thinking of teaching in a country where people use Spanish. I studied Spanish in junior high and high school, and my cousin lived in Mexico. But I became interested in Japan after I saw an advertisement for the JET Program when I was a student at UCLA. In Matsuyama, I worked with some great colleagues, I enjoyed some wonderful learning experiences, and I became more interested in this country that seemed so different from my home country. Before the start of my third year on the JET Program, I spent a summer in Kyoto, where I attended a Japanese language school, and where I met the Japanese woman who would later become my wife.

\* The JET Program is a program offered by the Japanese government (the Ministry of Foreign Affairs, the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, the Ministry of Internal Affairs and Communications and local government organizations). The program invites young people from overseas, such as the USA, and offers the participants an opportunity to teach foreign languages, sports, etc. at local schools all over Japan or to work at a local government office to promote international exchange. (Note by the interviewer.)



カリフォルニアのロースクール在籍中には、東京で一夏を過ごしました。東京では、国際的な商取引を学び、また、海外の企業と日常的にビジネスをしていた日本企業でインターンシップを経験しました。

司法試験に通り、弁護士になる数か月前に、私はアメリカに来ていた妻と結婚しました。そして、2010年、妻と娘と共にカリフォルニアから京都に移り、健康問題を抱える妻の両親のそばで生活することにしました。東京には弁護士として働ける仕事がたくさんあったのですが、東京ではなく関西に住みたかったので、私は少しユニークな道りからスタートしました。関西でも外国弁護士の仕事があると思っていたのですが、実際には東京よりもその数は少ないということがわかりました。関西圏で弁護士の知り合いを少しずつ増やしながらか、一年間農家でサツマイモ、玉ねぎ、キャベツ、ナスといった野菜を育てて働きました。その他にも、妻とともに英語のスポーツキャンプを主催したり、非営利団体で外国人講師として英語を教えたりしました。また、妻と法務文書を翻訳する事業を立ち上げ、その中で、日本人弁護士に法律英語を教えたりもしました。

2013年から2015年まで日本の法律事務所で働いた後、GOH外国法事務弁護士事務所を開業しました。そこでは、主として米国での労働ビザや市民権などといった問題を扱う移民法関係の仕事をしています。また、神戸、奈良、滋賀にある大学の非常勤講師を勤めており、2016年には、甲南大学で法律のクラスを教える予定です。

While attending a California law school, I spent a summer in Tokyo, where I studied international business transactions and completed a legal internship at a Japanese corporation that does business on a regular basis with entities based outside of Japan.

A few months before I passed the bar exam and became a lawyer, I married my wife who was staying in the U.S. In 2010, I moved from California to Kyoto, with my wife and our daughter. We moved so we could be closer to my wife's parents who were facing health problems. Since we wanted to live in the Kansai area, and not in Tokyo, where there were many jobs for lawyers, I started on a bit of a unique path. I expected to find job openings for foreign lawyers in the Kansai area, but then I discovered that there were fewer opportunities here than there were in Tokyo. As I was getting to know the legal community in the Kansai area, I worked for a year as a farmer, growing vegetables such as sweet potatoes, onions, cabbage, and eggplant; my wife and I hosted sports camps where people exercise in an English-speaking environment; I taught English as a foreign language (EFL) for a nonprofit group; and my wife and I ran a legal translation company where I could teach legal English to Japanese lawyers.

After working for a Japanese law firm from 2013 to 2015, I started GOH Foreign Law Office, where I help people in the Kansai area with their U.S. immigration matters, such as working visas and citizenship issues. In addition, I enjoy being an adjunct lecturer at universities in Kobe, Nara, and Shiga. Also, I plan to teach a law class at Konan University in 2016.

### 3. 日本の法曹についての感想 (裁判官と弁護士、あれば検察官)

この10年間の間に、様々な米国と日本の弁護士に会ってきました。カリフォルニア州と日本とを比較すると、色々違いがあって面白いと思います。まず、日本の司法試験はカリフォルニアに比べて合格率が低く、そのことが、日本社会が弁護士に対して持っているイメージに影響を与えているのではないかと思います。また、出会った多くの日本の弁護士が、多岐にわたる分野の事件に携わっているのに対して、カリフォルニアの弁護士は、一定の分野に特化していることが多いように思います。弁護士会費にも違いがあります。日本の弁護士会費は年間50万円程度のところもあるでしょうが、カリフォルニアの場合では10分の1の5万円程度です。また、日本の法律専門家には、多くの職種(司法書士や行政書士など)がありますが、カリフォルニアでは、弁護士のみ法律職が許されています。日本の弁護士は、新規顧客を受け入れる場合、メールのやりとりではなく、直接面談をより大切にしているようで、これも興味深いと思います。

ところで、私がカリフォルニアで弁護士として働き始めた頃、ローファームの弁護士は1時間数百ドルをチャージするのが一般的であったと思います(その額は、弁護士の経験がどのぐらいあるかということや、その時点で妥当だと思われる金額がいくらか、などということによって決められていました)。しかし、カリフォルニアの法務関係のマーケットも、過去10年ほどの間に変わったと思います。アメリカのある調査によると、弁護士という職業は、もはや「一流」だとは思われていないとのことでした。ロースクールを卒業した人たちは、多額の負債や高い失業率などで苦しんでいるからです。

国に関係なく、自身のことよりも依頼者の利益をまず第一に考え、法を遵守し、また、法を天賦の職と捉えて最善を尽くそうとする弁護士から学ぶべきことは多かったです。実務に入ると、司法試験合格前には想像していなかったような困難やプレッシャーに直面することがあります。たとえば、人々を助け、役立つことができる反面、学生時代の学費や生活費のローンの返済に苦労する弁護士が多いです(アメリカのロースクールに3年間行った場合、1000万円程度になる

### III What I think of Japanese legal professionals

(judges, lawyers, and if possible prosecutors)

I have met various lawyers in the U.S. and in Japan over the past 10 years. When comparing California and Japan, I find it interesting how the bar exam pass rate is lower in Japan and how this might affect the public perception of Japanese lawyers; I seem to meet many Japanese attorneys who work on a wide range of cases and many California attorneys who limit their practice areas to certain fields; the Japanese bar fees can be ¥500,000 per year, while California lawyers pay about ¥50,000, or 10 times less; there are many classes of Japanese legal professionals (e.g., judicial scriveners, administrative scriveners, etc.) who do things that only licensed attorneys can do in California; and many Japanese lawyers seem to rely on in-person meetings more and email exchanges less when it comes to accepting new clients.

When I first started as a lawyer in California, I think it was common for attorneys in law firms to charge a few hundred dollars per hour, depending on their professional experience and what would be considered reasonable at the time. The legal market in California has changed in the past 10 years. A recent survey in the U.S. described lawyering as a job that is no longer considered prestigious because, among other reasons, the large debts and high unemployment rates that law school graduates are facing.

Regardless of what country they are from, I am grateful for the opportunities I have had to learn from lawyers who put their clients' interests before their own, who uphold the law and comply with their duty of competence, and who strive for excellence by approaching the law as a calling or vocation. Practicing lawyers may face many challenges and pressures that they may not have appreciated before they passed the bar exam. For example, in exchange for the opportunity to help people with their problems, many lawyers struggle to find the time and means to satisfy student loan



こともある)。その他にも、事務所の経費、弁護士会費の支払いや、継続研修義務の履行、ネットワークを広げるための行事への参加、マーケティング戦略への投資…と、事務所経営のために色々な時間や労力をかけ、なんとかやりくりしていかなければなりません。私たち弁護士は、それぞれ、自らの性格やスタイル、信念やそれぞれユニークな経験を持って、ロースクールに入学します。それぞれの環境の中で、皆ベストを尽くしていると思いますし、そんな中で、慎重さ、勇気、正義といった徳を高め、成功する弁護士を称賛します。そして、残念ながら、お金や地位にとらわれ、どんな犠牲を払っても勝利することだけを考えると、間違った方向に行ってしまう人もいますが、そのような人たちについても、成功されることを祈っています。

私の場合、単独事務所として最低限の経費しか使わないことで、非常勤講師として教えることができ、また、米国の移民法関係の事案のみに特化し、その他の事案については長年にわたって関係を築き上げてきた日本や日本以外の弁護士に紹介することができています。

#### 4. 大阪弁護士会とその活動についての感想

大阪弁護士会の一員になれてうれしいです。しかしながら、この関係を作り上げるためには、少々時間がかかりました。

カリフォルニアから日本に移り住んだ後、2010年に大阪弁護士会を訪れたのですが、まずは、弁護士会が、このように美しいビルを持っていることに驚きました!私は、「関西に住んでいて、カリフォルニアの弁護士資格を持っている者です」と自己紹介し、ボランティアとして何かできないかと伝えたのですが、その当時、大阪弁護士会としてどのように私が関与できるかについての手続きが不明であったことから、残念ながらボランティアをする機会はありませんでした。

2013年7月、外国人アソシエイトとして、大阪の法律事務所でも働き始めました。2012年10月に、大阪弁護士会がカリフォルニア州弁護士会と友好協定を締結したことを知り、とてもうれしかったです。大阪でカリフォルニア州の弁護士資格を有する数少ない者の一人として、もっと積極的に弁護士会と関わり、より多くを学びたいと思っていました。

その時から、手順を踏み、2014年3月、外国法事務弁護士として大阪弁護士会の会員になりました。ただ、高額な月額会費の他に、一度に50万円を支払わなければならないことに、衝撃を受けたのも事実です。時には、日本のほうがカリフォルニアより費用が安くて助かります。(たとえば、日本の医療費はより手頃です)が、弁護士会費について言えば、日本の弁護士はカリフォルニア州の弁護士より高額の負担をしています。そして、時々、大阪弁護士会の会員が受け取る広告、パンフレット、雑誌の数の多さに圧倒されます。

obligations (which can be about ¥10,000,000 for three years of law school in the U.S.), cover office expenses, pay bar fees, complete continuing education requirements, attend networking events, invest in marketing strategies, and otherwise meet the needs of a functioning law office. Each of us comes to the law with our individual personality and style, our own beliefs, and our unique personal experiences. I can appreciate how lawyers are doing the best they can based on their circumstances. I admire the practitioners who achieve success by cultivating virtues like prudence, courage, and justice, and I pray for the attorneys who are misled by notions of money, status, and winning at all costs.

By being a sole practitioner with minimum office expenses, I am able to teach as an adjunct lecturer and focus on U.S. immigration cases while referring other legal matters to Japanese and non-Japanese attorneys who I have established relationships with over the years.

#### IV What I think of the OBA and its activities

I am grateful to be a member of the OBA. However, this relationship has taken some time to develop.

I remember showing up at the OBA in 2010, after moving from California to Japan. I was amazed that a bar association is housed in such a beautiful building! I introduced myself as a California-licensed attorney living in the Kansai area, and I said I was interested in volunteering my time. Unfortunately, the OBA did not know how to process my request, and I could not have an opportunity to get involved as a volunteer at that time.

In July 2013, I started working as a foreign associate at a Japanese law firm in Osaka. I was delighted to discover that the OBA had signed a friendship agreement with the State Bar of California in October 2012. Since I was one of the few California-licensed attorneys in Osaka, I wanted to learn more and I was hoping to get more involved.

Since that time, I have taken steps to become an OBA member, as a registered foreign attorney, in March 2014. I was shocked that, on top of the large monthly fee, I was required to pay a one-time fee of ¥500,000. Sometimes the cost differences between Japan and California are good (e.g., Japanese healthcare is more affordable), but in this case, Japanese lawyers have higher bar association costs than California lawyers do. And sometimes I get overwhelmed with the volume of advertisements, pamphlets, and magazines that OBA members receive.

## 5. 日本、日本の法曹の 進むべき道に関する意見

私は、日本に住んでいることで多くの利点を享受していると思います。他の国々に比べ、医療費は手頃ですし、犯罪率は低く、銃や麻薬、若者の早すぎる妊娠などの問題も少ないと思います。でも、日本社会も、相応の課題を持っているのではないのでしょうか。

日本でマイノリティとして住むようになって、「声を上げる」ということがどの国においても大切であるということ、よりよく理解できるようになりました。カリフォルニアでは私は多数派のグループの一員として見られることが多かったと思います。その時は、他の少数派の気持ちや立場を頭ではわかった気にはなっていました、本当にはわかっていませんでした。日本に来て「外国人」として見られるようになり、実際に自分に対する人々の態度や言葉に触れて、少数派の実情を肌で感じることができました。そして、多様性や異なる視点というものがなぜ大切なのか、その理由がもっと理解できるようになりました。自分が少数派になったらどんな気持ちになるか、それを経験する機会をより多くの人々が持てば、日本や私の母国にとっても有益になるでしょう。（「大学生は全員、卒業証書を手にする前に海外に住み働かなければならない」というような制度ができれば、素晴らしいと思います。）

学校でも、ビジネスでも、そして政府においても、権限や力を持つポジションに現実の市民社会が反映されておらず、市民の考えや利益に重きを置かないとすれば、その組織は本来の成功を取めることはできないでしょう。例えば、重要な地位につく女性の比率を大きくすることによって、日本の多くの組織がより多くのメリットを享受することができると思います。また、私の母国は、日本人ほど年長者を敬わないので、その点については日本からもっと多くを学ぶべきだとは思いますが、日本では、多くの組織で、個人の能力よりも年齢によって権限が与えられていることに時折驚きます。新しい考えにオープンで、その組織にとって最善なことを考え、変化を起こそうとする組織、そんな組織に敬意を表します。

日本に住んで、色々なことを学ぶことができました。日本の文化の魅力にひきこまれました。たとえば、日本人が持つ辛抱強さ、「我慢する力」というのでしょうか、それは素晴らしいことだと思います。時として、集団と個の使い分けや、「ウチ・ソト」、「建前・本音」の概念には戸惑うこともあります、日本の人々と築き上げた真の関係に感謝しています。そして、日本語がもっと上手になって、日本の文化にもっと適応していくことで、より多くの日本人と親しくなり、ネットワークを広げていきたいと思っています。

## V Thoughts about the future of Japan and the legal profession

I enjoy many advantages by living in Japan. Compared to many places, the healthcare is affordable, crime rates seem low, there seem to be fewer problems with guns, drugs, teenage pregnancy, etc. However, it feels like this society has its fair share of challenges as well.

After living as a minority in Japan, I can better understand how important it is for everyone in any country to have a voice. When I was living in California, in many situations I was considered a part of the majority group. At that time, I thought I knew how it feels to be a minority, but I did not really know. After coming to Japan I have witnessed some behavior and have heard some comments that have helped me understand how it feels to be a minority. I can better understand the reasons why diversity and different points of view are so important. I think Japan, and my home country, would benefit if more people had the opportunity to experience how it feels to be a minority. (It would be great if all college students had to live and work in a foreign country before they could obtain their diploma.)

If the people who have power in a school, business, or government do not reflect the regular folks and do not value their ideas or represent their interests, then the entity will likely not be as successful as it could be. For example, it seems like many Japanese entities would benefit from having a greater percentage of women in positions of power. And, although I think many people in my home country would benefit if they could respect their elders like many Japanese people do, I am sometimes astonished by how much power many organizations appear to allocate to people based on their age rather than on their ability. I admire the groups that are open to new ideas and that attempt to make changes because they see how this is in the best interests of the organization.

I am grateful for what I have learned by living in Japan. I am fascinated with Japanese culture; I admire the patience, or ability to gaman, of many Japanese people; and I sometimes struggle with the group/individual dynamic, and concepts like *uchi/soto* and *tatamae/honne*. I am thankful for the genuine relationships I have enjoyed in Japan, and I hope to expand my network as my Japanese language skills and cultural competency improve.

(Interviewer: 阿部秀一郎/通訳: 近藤信幸/Photo: 高廣信之)



分類	時間	単位	研修内容・講師 参加資格等・主催・場所	参加資格等・主催・場所 (場所記載無しは大阪弁護士会館)
	<b>3/1</b> 17:30～20:00	3	<b>2015 倒産手続実務・基礎研修 新シリーズ第5回「特別清算」</b> 当会会員および裁判所書記官の予定	司法委員会 当会会員／無料
	<b>3/8</b> 18:10～20:40	3	<b>裁判員裁判弁護実践研修 裁判員裁判経験交流会</b> 裁判員裁判事件を経験した弁護人	刑事弁護委員会 当会会員／無料

## 【講義録掲載リスト】

### 講義録閲読にあたってのご案内

- 講義録の閲読による代替措置履修が認められるのは、原則として「会員専用サイト掲載日」から1年以内に研修センターに履修報告があったものに限ります。
- 「会員専用サイト掲載日」は、各講義録の1ページ目の右上にも記載しております。
- 代替措置の単位は、研修の実施日が属する年度の単位として認定されます。  
※例：研修実施日が平成25年3月22日の場合→平成24年度の単位として認定。過年度に未履修単位がある場合は未履修分に充当。  
※前月号以降に公開された議事録のみ（新件のみ）掲載しております。過去掲載分は、会員専用サイトをご確認ください。

	研修名	実施日	会員専用サイト掲載日	代替措置申請期限
24	簡裁における民事訴訟及び民事調停	平成26年11月17日	平成27年5月13日	平成28年5月13日
25	インターネットと知的財産権	平成27年3月3日	平成27年5月13日	平成28年5月13日
26	経営者保証ガイドライン研修	平成26年8月27日	平成27年5月19日	平成28年5月19日
27	あきらめるのはまだ早い!指紋・筆跡鑑定の表裏、全部見せます～民事でも大活躍～	平成26年9月3日	平成27年5月21日	平成28年5月21日
28	税務訴訟(基礎編)	平成26年8月6日	平成27年5月28日	平成28年5月28日
29	税務訴訟(中級編)	平成26年9月2日	平成27年5月28日	平成28年5月28日
30	税務訴訟(応用編)	平成26年9月16日	平成27年5月28日	平成28年5月28日
31	事故調査が誤っていたらどうなる?	平成26年10月20日	平成27年5月28日	平成28年5月28日
32	民事保全実務研修	平成27年2月20日	平成27年5月28日	平成28年5月28日
33	平成26年度 破産管財事務研修	平成26年7月2日	平成27年6月5日	平成28年6月5日
34	2014倒産手続実務・基礎研修シリーズ第2回「個人再生手続申立ての実務」	平成26年9月12日	平成27年6月5日	平成28年6月5日
35	弁護士のためのビットコイン勉強会	平成26年11月17日	平成27年6月11日	平成28年6月11日
36	2014倒産手続実務・基礎研修シリーズ第3回「破産管財手続 申立代理人の実務」	平成26年11月18日	平成27年6月11日	平成28年6月11日
37	基礎からわかる!行政手続入門 第3回「国税事件のイ・ロ・ハ」	平成27年3月12日	平成27年6月11日	平成28年6月11日
38	再建型倒産手続連続研修・3回シリーズ「私的整理と民事再生の実務」第2回「民事再生の実務①」	平成26年2月12日	平成27年6月15日	平成28年6月15日
39	控訴審弁護基礎研修 ～控訴審がこわいあなたもこれで大丈夫!～	平成26年11月14日	平成27年6月15日	平成28年6月15日
40	憲法問題特別委員会連続学習会 第69回「7月1日の閣議決定を斬る-憲法破壊は許されない」	平成26年11月17日	平成27年6月15日	平成28年6月15日
41	公判前整理手続の基礎	平成26年12月8日	平成27年6月15日	平成28年6月15日
42	2014倒産手続実務・基礎研修シリーズ第4回「破産管財手続・破産管財人の実務」	平成27年1月26日	平成27年6月15日	平成28年6月15日

第2号 7月1日発売! 「家事事件」「少年事件」の最新裁判例を発信!



# 家庭の法と裁判

FAMILY COURT JOURNAL

家庭の法と裁判研究会 編

代表 安倍嘉人 / 副代表 山崎恒・西岡清一郎 / 顧問 若林昌子

年4回(4月・7月・10月・1月)発行 B5判 本体1,800円+税

## 巻頭言

家庭裁判所と「家庭の法」に対する期待 相原佳子(弁護士)

## 特集

ハーグ条約実施法の実務と課題

## 家事関係裁判

責任を弁識する能力のない未成年者が他人に損害を加えた場合の親権者の民法714条1項の監督義務者としての責任を問われた事例(H27.4.9)など、5件の裁判例を掲載。

## 少年関係裁判

19歳の少年に対する2件の傷害保護事件について検察官関与決定をし、両事件の非行事実を認定した事例(H26.8.27)など、3件の裁判例を掲載。

## 連載

- ・家事事件申立てのプロセスとQ&A ~調停・審判の入り口~②氏と名変更審判
- ・初任者のための遺産分割講座①

## 資料

- ・家庭裁判所事件の概況(2) —少年事件—
- ・人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制に関する中間試案について

信託の「いま」がわかる専門情報誌  
話題のテーマにおける信託活用の可能性と実務動向を追う



# 信託フォーラム

編集代表 新井 誠

特別編集顧問 高橋 温・千種秀夫・落合誠一 / 編集委員 大貫正男・佐藤純通・平川純子・松田純一

年2回(3月・9月)発行 B5判 本体1,800円+税

Vol.3  
(2015.3)

●空き家問題と信託の活用 ●コーポレートガバナンス・コード~受託者責任の新展開 ●クラウドファンディングと信託の可能性

Vol.2  
(2014.9)

●震災復興と信託 ●日本版スチュワードシップ・コードと受託者責任 II ●遺言代用信託 ●再生可能エネルギーと信託

Vol.1  
(2014.3)

●公益信託法改正のゆくえ ●日本版スチュワードシップ・コードと受託者責任 ●遺言・相続と信託 ●民事信託の新たな展開

定期購読のお申込は  
日本加除出版営業部まで

TEL 03-3953-5642

HP <http://www.kajo.co.jp/>

FAX 03-3953-2061

富士山マガジンサービスからもお申し込みいただけます



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号

TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061(営業部) <http://www.kajo.co.jp/>

営業時間: 月~金(祝日は除く) 9:00 ~ 17:00



大阪弁護士会  
Osaka Bar Association  
since 1880

### 7月の研修カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1 ①	2	3 ②③	4
5	6 ④	7	8 ⑤	9	10 ⑥	11
12	13	14	15 ⑦⑧	16 ⑨⑩	17	18
19	20	21	22 ⑪	23 ⑫⑬ ⑭	24 ⑮	25 ⑯
26	27 ⑰	28	29 ⑱⑲	30 ⑳㉑	31 ㉒㉓	

### 研修カテゴリー

① 民事・商事	② 憲法・人権・行政法
③ 家事	④ 社会法・経済法
⑤ 刑事	⑥ その他

### 今後の主な行事等

#### ランチタイムコンサート アンサンブル〜ア・ラ・カルト

編成：フルート、バリトン、ハーブ  
【日時】7月3日(金)12:10~13:00  
【場所】大阪弁護士会館1階ロビー

#### 高校生模擬裁判選手権関西大会

【日時】8月1日(土)  
【場所】大阪地方裁判所、大阪弁護士会館

### 7月の研修内容

①	1日(水)17:30~20:00	2015 倒産手続実務・基礎研修 新シリーズ第1回 「破産同時廃止手続申立ての実務」
②	3日(金)10:00~12:00	成年後見研修④任意後見研修 DVD
③	3日(金)14:00~17:10	講演会「出願経過の参酌～弁護士・弁護士それぞれの視点から～」
④	6日(月)18:00~20:30	依存症を抱える被疑者被告人のための刑事弁護と支援
⑤	8日(水)15:00~17:00	平成27年度 破産管財事務研修
⑥	10日(金)18:00~20:00	成年後見研修⑤成年後見アドバンス研修 「市町村長申立、高齢者・障がい者虐待編」 DVD
⑦	15日(水)9:30~16:15	【研修義務化対象講座ではございません】 平成27年度 大阪弁護士会 新入会員研修【第1回】 ※受講対象者には個別にご連絡いたします
⑧	15日(水)18:00~20:00	成年後見研修⑥成年後見アドバンス研修 「成年後見監督人の職務と実務上の留意点」 DVD
⑨	16日(木)18:00~20:00	第47回総合紛争解決センター「和解あっせん手続の実務」
⑩	16日(木)18:00~20:30	倒産手続実務・レベルアップ研修 第1弾 破産管財実務・重点分野研修「よりよい事業者破産の申立て」
⑪	22日(水)18:30~20:30	【最新法令で学ぶ租税手続・救済法の基礎】連続研修 ②租税救済法編(処分後の救済手続～再調査の請求、審査請求、訴訟)
⑫	23日(木)13:00~15:00	【日弁連ライブ実務研修】 企業法務の新たな課題「ビジネスと人権」に関する実務対応策 ～日弁連「人権デュー・ディリジェンスのためのガイダンス(手引)」をいかに活用するか～
⑬	23日(木)18:00~20:00	【日弁連ライブ実務研修】 仮差押手続の実践的手法—債権回収の相談を受けたらどうするか
⑭	23日(木)18:10~20:40	裁判員裁判弁護実践研修 裁判員裁判経験交流会
⑮	24日(金)17:00~19:00	【日弁連ライブ実務研修】 よくわかる最新重要判例2015(刑事)
⑯	25日(土)13:00~16:30	近畿弁護士会連合会 人権擁護委員会 夏期研修会 「非婚・未婚・事実婚と子どもたち～今、多様な「家族」の在り方を考える～」
⑰	27日(月)15:00~17:00	「介護のいろは-2015-」 ～家族が要介護となったら～ ～仕事で成年後見人となったら～
⑱	29日(水)10:00~12:00	【弁護士夏期研修】①ここまで使える 弁護士法23条照会の有効利用法
⑲	29日(水)13:00~15:00	【弁護士夏期研修】②新しい民事信託の実践
⑳	30日(木)10:00~12:00	【弁護士夏期研修】③刑事司法の新時代がやってくる ～15年刑法大改正について知ろう～可視化から司法取引まで
㉑	30日(木)13:00~15:00	【弁護士夏期研修】④科学鑑定の検証 ～第1 科学鑑定のあり方／第2 DNA型鑑定の精度管理と検証～誤鑑定の防止策
㉒	31日(金)10:00~12:00	【弁護士夏期研修】⑤近年の懲戒事案の傾向について
㉓	31日(金)13:00~15:00	【弁護士夏期研修】⑥控訴審の審理と主張立証のあり方

※ DVD印はDVD研修です。詳しい内容は本誌「研修情報」頁でご確認ください。